



質問

理事会で、総会上程議案を審議している際に、一つの議案において、理事長が利益相反取引の当事者になることが判明した。この場合、理事会および総会において、どのような点に留意し、審議すれば良いか。



回答

理事長が利益相反取引の当事者となる議案を理事会で審議する場合においては、標準管理規約第37条の2（利益相反取引の防止）で「理事会において、当該取引につき重要な事実（例えば、理事長が工事発注先の役員であること等）を開示し、承認を受けなければならない。」とし、同規約第53条（理事会の会議及び議事）第3項で「特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない」と規定していることから、理事長は当該議案の決議には加わず、理事長以外の理事で決議する必要がある。また、理事会の議長は、標準管理規約第39条（副理事長）の規定を鑑み、副理事長が務めることが考えられる。

そして、総会では、少なくとも当該議案においては、標準管理規約第39条（副理事長）及び標準管理規約第38条（理事長）第6項の規定を鑑み、議長は理事長でも監事でもなく、理事長以外の理事である副理事長が務め、議案の審議に先立ち重要な事実を開示し「当該議案は、管理組合と理事長との利益が相反する事項であるため、理事会では理事長以外の理事で決議した」旨を丁寧に説明した上で、審議することが望ましい。なお、総会では、理事長も議決権を行使することは可能であるが、標準管理規約第38条（理事長）第6項の規定を踏まえ、当該契約の締結手続きについては、理事長ではなく、監事又は当該理事長以外の理事が行うことが考えられる。

■標準管理規約第38条（理事長）第6項【抜粋】

6 管理組合と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合においては、監事又は理事長以外の理事が管理組合を代表する。

■標準管理規約第39条（副理事長）

副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときは、その職務を代理し、理事長が欠けたときは、その職務を行う。

<ご利用上の注意>

- 本相談事例は、会員が予め同意したシステム利用規約に基づき、会員専用コンテンツとして提供するものです。
- 本相談事例は、会員の業務の参考に資するため、一般的事例に対する一定の見解を述べたもので、個別事例に直接対応するものではありません。
個別事例に対処する場合は、別途、弁護士等専門家の見解を得ることを推奨します。
- 本相談事例は会員の内部使用に供するものであり、内容の改ざん、第三者への提供を目的とした無断複製、無断転載、または出版、頒布等、内部使用目的の範囲を越えた利用を禁じます。